

事業計画

8. 復興まちづくり

(略)

(2) 医療施設等

まず、仮設診療所等の整備、医療施設等の復旧等により当面の医療機能を確保した上で、次に県のプランづくりとそれに対する支援等をとおして中長期的な医療提供体制の再構築を図る。

具体化に当たっては、復興の主体である県、関係市町村等の打ち出す方向性について、国が助言し、各県にて、順次復興計画を策定する。その際、全半壊した医療機関のすべてを単に復旧するのではなく、医療機能の集約・連携、在宅医療の推進等の方向性を踏まえ、新たな医療提供体制のモデルとなるような形での復興を目指す。

※仮設診療所（約50箇所）については、平成23年10月末までに概ね整備済みであり、12月末を目途に整備の完了を目指す。

(3) 学校施設等

(略)